

○印旛都市広域市町村圏事務組合議会傍聴規則

平成12年5月1日

組合議会規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)

第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の数の制限)

第2条 傍聴人の数は、傍聴席の都合により制限することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の受付で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿(別記第1号様式)に記入し、傍聴券(別記第2号様式)の交付を受けなければならない。

2 団体に傍聴しようとする場合は、団体名称、人員、代表者の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入し、人員分の傍聴券の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第4条 傍聴券は、会議当日、所定の受付で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びていると思われる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者

(3) 前各号のほか、議長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) みだりに傍聴席を離れないこと。

(2) 私語談話又は拍手等をしないこと。

(3) 議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。

(4) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第2号様式(第3条第1項)

(表)

No.	年 月 日
傍 聴 券	
<p>本券は、交付当日に限り有効です。 傍聴を終え、退場するときは、本券を係員にお返しく下さい。 裏面の注意事項をお読みください。</p>	
印旛郡市広域市町村圏事務組合議会議長	印旛郡市広 域市町村圏 事務組合議 会議長之印

(裏)

《注意事項》
<ol style="list-style-type: none">1 傍聴される方は、議場へ入ることができません。2 傍聴席では、次の事項を守ってください。<ol style="list-style-type: none">(1) みだりに傍聴席を離れないこと。(2) 私語談話又は拍手等をしないこと。(3) 議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。(4) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。3 傍聴される方は、すべて係員の指示に従ってください。